

4 牛海綿状脳症（BSE）対策

リスクの低下に伴い、最新の科学的知見に基づいて、BSE 対策全般を見直しています。

平成13年に日本でBSEが発生してから10年以上が経過し、国内・国外の双方において肉骨粉を牛に与えない飼料規制等のBSE対策が実施されBSEのリスクが大幅に低下しています。

このため、厚生労働省は、平成23年12月に国内の検査体制や輸入条件などについて、最新の科学的知見に基づく評価を食品安全委員会に依頼し、その評価結果を踏まえ、平成25年2月以降、対策を見直してきました。

その後も、食品安全委員会からの評価結果を踏まえ、厚生労働省は、次のとおり対策を見直しました。

《国内措置》

- ①BSE検査の対象月齢を、48か月齢超とする。
- ②特定危険部位(SRM)の除去対象を、30か月齢超の頭部(扁桃除く)、せき髄、せき柱と全月齢の回腸遠位部、扁桃とする。

《輸入措置》

- ①月齢制限を、アメリカ、カナダ、フランス、アイルランド、ポーランド、オランダは30か月齢以下、ブラジルは36 か月齢以下とする。
- ②SRMの範囲を回腸遠位部、扁桃とする。

今後も引き続き、BSE対策の見直しについて検討することとしています。

牛海綿状脳症(BSE)

牛海綿状脳症(BSE : Bovine Spongiform Encephalopathy)は、1986年に英国で発見されて以来、欧米や日本などで発生が報告されています。

BSEに感染した牛は、原因である異常プリオンたん白質が主に脳にたまり、脳がスポンジ状になって、異常行動、運動失調などの神経症状を示し、最終的には死に至ります。

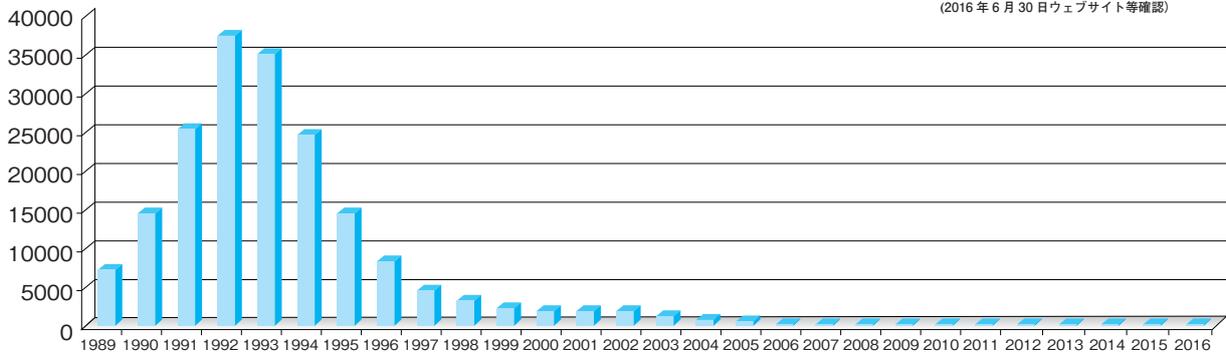
この異常プリオンたん白質を人が摂取することで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病が発生すると考えられています。人がこの病気にかかると、脳がスポンジ状に変化し、精神異常、異常行動の症状を示します。

そのため、異常プリオンたん白質が蓄積する、牛の脳、せき髄、回腸などの特定危険部位を食品として利用することは、各国の法律で禁止されています。

37,316頭
注) 1992年は最大のBSE症例報告年次

世界のBSE発生件数の推移

出典 : OIE World Health Situation
(2016年6月30日ウェブサイト等確認)



取り組み内容

と畜場での対応	BSE検査対象牛(48か月齢超)の分別管理及びと畜検査員によるBSE検査 SRM(30か月齢超の頭部、脊髄と全月齢の扁桃、回腸遠位部)の除去及び焼却
食肉処理場、食肉販売業、せき柱の加工業等の対応	せき柱(安全性を確認した国で飼養された30か月齢以下の牛由来)の食品等への使用
輸入禁止措置	BSE発生国からの牛肉および牛関連食品の輸入禁止(食品安全委員会の評価を踏まえた一定条件の米国、カナダ、フランス、オランダ、アイルランド、ポーランド、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、イタリア、スイス、リヒテンシュタイン産の牛肉等を除く)
現地調査の実施	輸入牛肉について、定期的に担当官を派遣し、日本向け食肉処理施設の対日輸出条件の遵守状況(月齢の確認、SRMの除去の状況)等の確認・検証